

独占禁止法研究会第13回会合議事録

1. 日時 平成29年2月10日（金）10：00～12：15
2. 場所 中央合同庁舎第6号館B棟11階大会議室
3. 出席者

【会員】

座長	岸井 大太郎	法政大学法学部教授
座長代理	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会員	井手 秀樹	慶應義塾大学名誉教授
	井上 隆	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
	及川 勝	全国中小企業団体中央会事務局次長・政策推進部長
	大沢 陽一郎	株式会社読売新聞東京本社編集局次長
	大竹 たかし	シティユーワ法律事務所 弁護士（オブ・カウンセル） 元東京高等裁判所部総括判事
	川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	佐伯 仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	中原 茂樹	東北大学大学院法学研究科教授
	向 宣明	桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士（パートナー） 日本弁護士連合会独占禁止法改正問題ワーキンググループ事務局長
	村上 政博	成蹊大学大学院法務研究科客員教授
	若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授

【井上会員の同席者】

長谷川 雅巳 一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部副本部長

【公正取引委員会】

杉本委員長，幕田委員，山本委員，三村委員，青木委員

【公正取引委員会事務総局】

山田経済取引局長，藤本官房総務課長，杉山経済取引局総務課長，
片桐管理企画課長，向井官房参事官

4. 議題 独占禁止法研究会報告書（案）の検討

○岸井座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから独占禁止法研究会の第13回会合を開催させていただきます。

会員の皆様方におかれましては、本日も御多忙のところお集まりいただきありがとうございます。

なお、本日、黒木会員及び柳川会員におかれましては、所用のため御欠席です。

本会合では、前回の会合に引き続き、これまでの研究会における検討内容を踏まえて、事務局に作成してもらいました報告書（案）を参考にして、報告書を取りまとめるための検討を進めていきたいと思っております。

前回会合において、検討の進め方については、会員各位から御了承いただきましたので、今回は、皆さんのお手元にある報告書（案）の第3の8「調査協力インセンティブを高める制度」から、第3の14「新制度に見合った手続保障」まで検討を進めたいと思っております。

なお、「新制度に見合った手続保障」の検討を始めるに当たっては、井上会員及び向会員から、導入を求める防御権の具体的な必要性及びその具体的な内容等について、御説明を頂きます。

また、井上会員からは、経団連事務局の御担当者の同席を求められております。私としましては、特段反対する理由もありませんし、むしろ議論の活発化に資すると思っておりますので、御担当の方にも御同席いただき、適宜、御説明いただければと考えておりますが、よろしいでしょうか。

もしよろしければ、井上会員、お名前だけでも簡単に御同席者を御紹介ください。

○井上会員 私の隣に座っております、経団連の経済基盤本部の副本部長をしております長谷川雅巳と申します。よろしくお願いいたします。

○岸井座長 それでは、本日は、会議室の使用時間は、後から使う所用があるため、15分程度しか延長できないとのことですので、御発言は簡潔・明瞭に、また、繰り返しのないようお願いいたします。

本日の検討の進め方について、何か御意見はありますでしょうか。よろ

しいですか。

それでは、検討に入る前に、本日の配布資料について、事務局から簡単に御説明いただきたいと思います。どうぞ。

○向井参事官 事務局の向井です。

まず1点、事務連絡です。

前回の会合、1月27日の第12回の会合の議事概要につきまして、本日、公正取引委員会のホームページに掲載されることになっております。その際には、報告書（案）もホームページに公表されますので、本日をもちまして、事実上、報告書（案）が広く世の中に出回るようになります。

続きまして、配布資料について確認させていただきます。資料といたしましては、事務局作成の資料1、井上会員、向会員から提出いただきました資料2、資料3です。お手元にありますでしょうか。

あるようですので、説明に入りたいと思います。

まず、報告書（案）の説明に入る前に、事務局で作成いたしました資料1について、説明させていただきたいと思います。

こちらの資料1につきましては、研究会の場で大沢会員、及川会員から御要望のあった「任意の供述聴取に係る苦情申立制度の運用状況」です。昨年、平成28年1月から12月の運用状況について取りまとめておりまして、1年間で、任意の供述聴取が約2,000件ありました。

それに対して、どのくらい苦情申立てがあったかということ、こちらの表にまとめております。四つのカテゴリーに分類しておりますが、そのうち一つのカテゴリー、威迫・強要など審査官等の言動等に関するものにつきまして、苦情という形で、4件の申立てがありました。

しかしながら、これらにつきましても、調査の結果、苦情申立制度が対象とする審査官等の言動等に関する苦情とは認められなかった、又は指針に反する審査官等の言動等があったとは認められなかったということで、特段、問題は認められませんでした。

続きまして、報告書（案）について説明させていただきます。

まずは、報告書（案）の34頁目の、「調査協カインセンティブを高める制度」から説明させていただきます。

こちらにつきましては、本研究会の結論として、枠囲みの中で簡潔に、本研究会としての考え方の概要をまとめております。

調査協カインセンティブを高める制度として、違反被疑事業者が自主的に提出した証拠の価値等に応じて、課徴金を減額する制度を設けるということです。

具体的な方法としては、現行の課徴金減免制度がございますので、それを改正してはどうかということです。

具体的には、現行制度では、適用事業者数が最大5社であるところ、その制限を撤廃し、また、申請期限についても調査開始日から20営業日という制約がございますので、それも撤廃又は延長するという考えです。さらには、減算率に一定の幅を持たせまして、減免申請者が自主的に提出した証拠の価値等に応じて、公正取引委員会が具体的な減算率を決定する制度に改正してはどうかということです。

また、減免申請者に対しまして、調査協カインセンティブを更に高めるという観点から、継続協力義務を法定化してはどうかということもございます。これは諸外国の減免制度では、通常、導入されている制度です。

仮に、継続協力義務違反があった場合には、減免を受ける資格を失うというような制度とすることにより、公正取引委員会の調査に対する事業者の協力が確保できると考えられます。

その他、調査妨害行為への課徴金加算という論点もあります。これは、現行の検査妨害罪に該当するような行為に対し、課徴金を一定率で加算する制度を導入してはどうかということです。

これは、調査非協力全てを対象としようというのではなく、課徴金を加算する制度となりますので、明確性の観点から、加算対象となる調査妨害行為につきましては、できる限り法定化するということです。

このような課徴金の加減算対象となる調査協カ行為・調査妨害行為の範囲や減算率の決定方法につきましては、やはり運用基準を策定・公表することが必要ではないかという議論が行われたということです。

調査協カインセンティブに関しましては、前回、村上会員からの御質問がございましたので、併せて回答したいと思います。現行の課徴金減免制

度の申請要件を判断する際に、事業者から提出された証拠が、既に公正取引委員会によって把握されている事実に係る証拠であるか否かを判断することが必要となります。これがどのように運用されているのかという御質問でしたが、これまでの運用でいいますと、この要件を満たさないということで、申請が認められなかった事例はありません。

続きまして、40頁の「和解制度」についてです。

和解制度につきましては、特にEUのカルテルに関する和解制度を念頭に議論がされたわけですが、今回の検討の結果としては、新たに導入される確約制度の運用状況を踏まえて、必要に応じて、今後の検討課題としてはどうかということです。今回の改正では、見送った方がいいのではないかという意見が大半であったということです。

続きまして、41頁、「賦課方式」についてです。

算定方式をどのように規定するのか、諸外国のように、例えば法律にはほとんど規定せず、ガイドラインで規定するというやり方にするのか、法律に全て規定するのかということです。

ここにつきましては、研究会の議論としては、算定・賦課方式に係る基本的枠組み、考慮要素は原則として法律で規定する。一方で、多様かつ複雑な経済実態に応じて、違反行為を効果的に抑止するために必要性がある事項につきましては、政令等に委任するか、公正取引委員会の専門的知見による判断に委ねるといったことが適当ではないかという議論がなされました。

続きまして、課徴金の賦課ですが、現行は義務的制度になっております。これにつきましても、一部、私的独占等につきましては、一定の場合には、課徴金を賦課しないという要件を追加してもいいのではないかという議論があったわけです。

一方で、確約制度が既に制定され、その施行を待っている状況にあるため、研究会としては、私的独占等については、確約制度という新制度の運用状況を踏まえて、必要に応じて今後の検討課題とするべきではないかという議論であったと考えております。

続きまして、現行制度の裾切り額についてですが、これにつきましても、

今は、100万円未満となっておりますが、特に改正する必要がないという結論であったと思います。

続きまして、43頁目の「行為類型による相違」についてです。

本研究会では、専らカルテル・談合に対する課徴金制度を中心に検討しておりましたが、そのような制度改革が行われる場合には、他の行為類型、例えば課徴金の対象とならない行為類型について、どうするのかということを検討したわけです。

今回の研究会の特徴ではありますが、どういう問題が現在発生していて、それをどう解決するのかという観点から、不当な取引制限以外の他の行為類型についても、議論が行われてきたものです。

今回、課徴金の対象となっていない行為類型につきましては、立法事実が認められないのではないかということで、現行、課徴金の対象となっていない行為類型は、新制度においても課徴金制度の対象としないという方向であったと理解しております。

続きまして、他の行為類型、不公正な取引方法、優越的地位の濫用についても、御議論いただいたわけですが、先ほどの確約制度の運用状況も踏まえまして、将来的に、更に必要性を検討してはどうかという議論であったと理解しております。

続きまして、46頁、「課徴金と刑事罰及び民事損害賠償等との関係」についてです。

当初、EU型のような課徴金制度になる場合には、刑事、民事との関係で、問題が出てくるという指摘もあったわけですが、これまでの検討の方向で行きますと、新制度は、現行課徴金制度の趣旨・性格の範囲内で制度設計するということですので、両罰規定や自然人に対する刑事罰など現行の刑事罰に係る制度は、特段、改正の必要はないのではないかということです。

同様に、民事損害賠償との調整規定も設けないという方向であったと理解しております。

続きまして、49頁目、「調査妨害行為に対するペナルティー」についてです。

先ほど調査妨害行為に対する課徴金の加算という論点があると申しましたが、それとは別に、検査妨害罪に対しまして、どう対処するのかということも議論がなされたわけです。

現在は、法人と自然人、それぞれに対しまして、300万円以下という罰金の水準ですが、例えば法人に対する罰金につきまして、法人重科として、引き上げてはどうかという議論が行われたということです。

このような検査妨害罪についても、刑事罰に相当するものにつきまして、公正取引委員会におきまして、積極的に活用することを検討してはどうかということです。

調査妨害行為それ自体に対して、例えば行政上の金銭的不利益処分を課すことにつきましては、我が国において、類似の制度がないということで、新制度を踏まえて、今後の検討課題とすることになったと考えております。

続きまして、50頁の「新制度に見合った手続保障」についてです。

総論としては、やはり手続保障につきましては、制度全体の相違を考慮しないままに、諸外国で認められているから我が国でもすぐに認めるべきというのではなく、やはり実態解明機能と手続保障とはバランスが取れている必要があるというのが、大原則ではないかということです。このような基本的考え方は諸外国の競争当局でも同様と考えられるため、そういうことを踏まえて、検討が必要だという議論がなされたわけです。

続きまして、手続保障の各論ということで、52頁の事前手続についてです。

事前手続としては、現行、意見聴取手続がございます。まだ法改正したばかりで、意見聴取手続の運用は行われ始めたばかりという状況です。そういう状況で、今回の改正におきまして、何か見直しを行う必要があるのかという観点から議論したところ、特に、制度に係る法改正自体は、必要ないのではないかという方向であったと理解しております。

続きまして、53頁、弁護士・依頼者間秘匿特権についてです。

弁護士・依頼者間秘匿特権につきましては、いろいろ議論が行われました。弁護士と依頼者との間における一定のコミュニケーションについて、調査当局に対する開示を拒むことができるというもので、これを以下、「秘

「特権」と定義しておりますが、この秘匿特権が我が国において認められていないことにより、現在、事業者にとって、現実にどういう不利益が生じているのかというのは、現時点では具体的な説明がなされておらず、この研究会ではまだ理解が得られていないのではないかとことです。

一方で、調査協力インセンティブを高める制度が導入されることを前提として、仮に秘匿特権を認めた場合に、調査協力インセンティブを高める制度がより機能するというのであれば、検討してはどうかということです。

もちろん、実態解明機能を損なわない範囲において、濫用防止措置を整備することが前提ということです。

この秘匿特権は、我が国におきましては、法律上の権利や利益とはまだ認められていないということですので、本研究会では、仮に何かしらの対応をするとしても、運用で対応すべきという意見が大勢であったと理解しております。

続きまして56頁の供述聴取手続における防御権です。

当初は、今回の改正で調査協力インセンティブが高まると、調査協力度合いに応じて課徴金が減額されることから、違反事業者の従業員につきまして、迎合やえん罪が生じるのではないかと議論があったわけです。

これに対しては、例えば従業員等から録取する供述調書は、課徴金減免制度における減算率の評価対象としないという整理をすると、迎合やえん罪といった問題を回避できるのではないかとことです。

その他の防御権としても、先ほど説明申し上げましたように、苦情申立制度というのが現行、導入されております。この制度は、審査手続指針に反する審査官の言動等があった場合に、公正取引委員会に苦情を申し立てられるという制度です。

この制度が導入されて1年が経ちますが、現在、僅かな苦情しか来ていません。それも供述聴取の任意性・信用性が否定されるような問題は認められなかったというのが、現状の実態です。

そうしますと、供述聴取が適正に行われているという実態がある中で、例えばメモ取りとか、弁護士立会いとか、そういうものを認める必要があ

るのかという議論が行われたわけですが、現状では、実態解明機能に対する影響が大きいということもあり、現時点ではそれらの防御権を認める必要性はないのではないかというのが、今までの議論の大勢であったと理解しております。

以上、簡単ではございますが、報告書（案）の「調査協カインセンティブを高める制度」から「新制度に見合った手続保障」までの説明です。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

それでは、今、説明がありました報告書（案）の第3の8から第3の14の「新制度に見合った手続保障」まで、検討を進めることにしたいと思いますが、前回と同様、一度にやると議論が拡散したり飛んだりしてしまいますので、三つぐらいのグループに分けて御議論していただければと思います。

報告書（案）の目次の2頁目を見ていただくと、本日扱う論点のうち、第3の8「調査協カインセンティブを高める制度」が最初なのですが、この論点は、主に不当な取引制限を念頭に置いたものでありまして、第3の13「調査妨害行為に対するペナルティー」及び第3の14「新制度に見合った手続保障」の論点と関連が深いと思いますので、そちらと併せて検討してはどうかと考えております。

そこで少し前後いたしますが、まず報告書（案）の第3の9から第3の12までの和解制度、賦課方式、行為類型による相違、それから課徴金と刑事罰及び民事損害賠償等との関係、これをまず最初に議論して片付けていただいて、その次に、第3の8の「調査協カインセンティブを高める制度」と、それから第3の13の「調査妨害行為に対するペナルティー」、これは加算制度を媒介にして重なっておりますので、第3の8と第3の13を併せて検討することとしたいと思います。最後に、第3の14の「新制度に見合った手続保障」の話に進みたいと思います。

こういう形で分けてやりたいのですが、よろしいでしょうか。

前回と同様、研究会としての考え方については、論点ごとに意見集約を図りたいと思います。また、各論点で引用されている参考資料については、別途検討する時間を設けることは考えておりませんので、それぞれの論点

で、何かあれば、御意見をいただければと思います。また、関連する論点に関する意見でありましたら、議論の混乱を招かない範囲で、必要に応じて御発言していただければと思います。

こういう形でよろしいでしょうか。

それでは、最初に第3の9「和解制度」から第3の12「課徴金と刑事罰及び民事損害賠償等との関係」について御議論いただきます。

それでは、どなたからでも構いません。御意見をどうぞ。頁数でいきますと40頁です。

○村上会員 よろしいですか。

○岸井座長 どうぞ。

○村上会員 別に、余り議論は繰り返しません。ヨーロッパなり大陸法系の行政制裁金を日本でも全面的に入れろというか、若しくはそれを今後の検討課題にしろというのが、ずっと主張していることなので、したがって、この案には、反対しますということで、それだけでいいと思っています。

○岸井座長 分かりました。

ほかにいかがですか。

それぞれの論点について、順番に一つずつ分かれておりますので、最初の和解制度については、これはここに書いてあるとおりでと思うのですが、これはもちろん導入しないということではなく、必要に応じて今後の検討課題とするということではありますが、今回は見送るということですね。これについては特によろしいですか。

○村上会員 和解制度を見送るということに、特に反対はしません。

○岸井座長 分かりました。次に第3の10の賦課方式に進みたいと思いますが、和解制度については、ほかによろしいですね。これは特に問題ないと思うのですけど。

泉水会員、どうぞ。

○泉水会員 和解制度の時、私、欠席しておりましたので、自分の意見を表明してなかったのですが、私自身は導入すべきだと考えておりますけれども、多数の方が当面、現段階では見直す必要がないという考えであれば、それで結構かと思います。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

ほかによろしいですね。

それでは次に、41頁の10の賦課方式でありますけれども、例えば（2）の義務的賦課制度は、確約制度の導入後の運用状況を踏まえ、必要に応じて今後の検討課題とするということで、これももちろん、今後も見直さないということではありません。どうぞ。

○泉水会員 確約制度についてですけれども、法改正はできたのだけれども、施行できない状態が続いています。アメリカの状況を見れば、恐らくかなり長い間、あるいは永久に施行できないと思われまます。

他方、我が国の独占禁止法においては、不公正な取引方法、とりわけ優越的地位の濫用とか、場合によっては私的独占についても、確約制度があったならばうまく運用できるのではないかなという事例が、それなりにあるように思っています。

これは意見の分かれるところだと思いますけれども、そういう意味で、いわゆる単独行為については、確約制度がないために運用が停滞しているという状況があるように、私は思っております。

そういう意味で、そんな悠長なことは言っていられないので、確約制度については、TPP協定とは別の方法についても並行して検討すべきだと思います。すぐ導入すべきということではないのですが、何らかの形でTPP協定とは別の方法で、切り離して、確約制度を導入することを検討する余地を残したような記述があった方がいいと思っております。

○村上会員 よろしいですか。

私、別に、確約制度に反対しているわけではなくて、確約制度自体は非常にいい制度だろうし、しかも使われるべき制度であると考えます。

ただし、確約制度というのは、白黒を付けしないで、むしろ灰色のまま措置だけ採るという話です。したがって、それは事案によっては非常にうまく使えるし、これから活用すべき制度であることは間違いのないと思います。

だから、確約があるからといって、違反があった場合に違反を認定して、排除措置を命じて課徴金を課するというルートは当然あるべきなのであって、

確約制度は大変いいと思いますが、それがあということ、行政制裁金でルールの実効性を確保する必要は、特に減るわけではないのであって、それは両方やるべき制度だろうと思っています。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがですか。

及川会員、どうぞ。

○及川会員 確約制度なのですけれども、確かに導入後の運用状況を踏まえというふうに表現されて、理解はします。

ただ、今回の研究会でも確約制度の導入後を考えましょうというトーンが幾つかあって、今、泉水先生からありましたように、確約制度というのは、今後の協調型の独占禁止法の運用を考えるときに、大変重要な制度だと考えております。中小企業のコンプラ推進ということも考えますと、大変有用な制度だと思われまので、この次の段階でどんな形で導入に移るのかということは、別途、公正取引委員会の方で是非積極的に考えていただきたいと思っています。

以上です。

○岸井座長 分かりました。

ほかにいかがですか。

TPP協定に関連した各種法案は一括法で国会に提出されていて、いろいろな考慮をしなければいけないということなので、ここでは、導入後の運用状況を踏まえ、必要に応じて今後の検討課題とするということですが、泉水先生がおっしゃったような観点も含めた報告書（案）の記載ぶりになっていると理解しています。泉水先生の今の御意見は、特に本文にそういうようなことを入れろとかということではないですね。

○泉水会員 確約制度の早期施行に向けた方策について検討するに値するとかという言葉が1行でも入れば良いと思っています。運用状況を踏まえて見直しを、必要性を検討するというのは、これは何についてかということ、優越的地位の濫用や私的独占の課徴金制度の見直しについてという趣旨ですので、文脈が違うような気がいたしました。

○岸井座長 分かりました。

文章上、何か工夫ができるのだったらということで、よろしいですね。
次に、43頁の行為類型による相違ですけれども、これについていかがでしょうか。

どうぞ、向会員。

○向会員 意見というよりも質問なのですけれども、43頁で、優越的地位の濫用等々については、現行制度を維持すると書かれておりまして、ただ、改めてそれらの条文であったり、あるいは制度の改正があったときの経緯などからしますと、例えば私的独占のうちの支配型については、条文としてもカルテルというか、不当な取引制限を準用した形になっていますし、支配型に課徴金が導入されたときの背景も、実態としてカルテルの例に準じて考えるというところがあったということ踏まえても、独占禁止法第7条の2の第2項については、準用という形は維持しつつ、改正をする形で現状維持にも配慮するというので、つまり単純な準用ということではなくなるのかなと理解したのですが、正しいでしょうか。例えば3年といった算定期間の点や、その他にも不当な取引制限を念頭に今回議論されてきたいろいろな制度の立て付けがあって、そういった観点から第1項を変える方向での議論だということでありつつ、第2項については現状維持の点も残るといことは、第2項について現状を維持するために変更を要するということもあり得るといような理解だということよろしいのでしょうか。

○岸井座長 御質問の御趣旨がよく分からないところがあるのですけれども、報告書（案）の44頁ですね。私的独占と不公正な取引方法については、不当な取引制限における課徴金の算定賦課方式と共通する部分があり、具体的には算定期間、業種別算定率、企業グループ単位での繰り返し違反、それから調査妨害に対する加算の見直しの必要性です。これらについては、不当な取引制限と変わりがないというので、私的独占と、それから不公正な取引方法についても、この部分は変えるということですね。

それ以外の行為類型を、更に例えば拡大する必要があるじゃないかといったこと、例えば不当な取引制限だったら非ハードコアも入れるべきだとか、それから私的独占だったら加算・減算の裁量をもうちよつと強めるべきだとか、あるいは不公正な取引方法、あるいは優越的地位濫用だったら、

後で出てきますけれども、例えば自主申告制度のような景表法で導入されている制度を導入する必要があるかといった点は、今後の課題にして、今回の見直しでは、とりあえず手は付けないという趣旨です。

○向会員 すみません。ここの理解が十分できていなかったことを、今、理解しました。今のお話を前提にして、お尋ねしたく思っております内容をもう一度整理いたします。

○岸井座長 分かりました。ほかにいかがですか。どうぞ。

○及川会員 この43頁の優越的地位の濫用なのですが、この文章のまま受け取りますと、最後ですけれども、「不当な取引制限の見直しに合わせて所要の改正を行うほかは、現行制度を維持する」ということですが、最近の取引改善の強化とか、いろいろな問題で優越的地位の濫用が着目されている中で、「所要の改正を行うほかは現行制度を維持する」というトーンは、少し消極的な表現ではないかと思えます。

むしろ45頁の真ん中の(4)の上にあります、「審判・裁判の結果や」、ここにも「確約制度」という単語が出てきてしまいますけれども、「導入後の状況を踏まえ、見直しの必要性を検討することが適当であると考えられる」と書いてありますので、むしろ見直しの必要性の検討というような表現に改めていただいた方がよろしいのかと考えます。

○岸井座長 これは、内容的には、本文の方で書かれているわけで、43頁から44頁にかけての四角囲いのまとめの表現ということですか。

○及川会員 はい。

○岸井座長 そういうことですね。

○及川会員 少し合っていないのではないかとということです。

○岸井座長 なるほど。これは文章の調整も含めて検討させていただきます。

○村上会員 最後に一言いいですか。

何度も言うように、行政制裁金を大部分の行為類型に入れるというのは、確かに今すぐ入れるとなると、それは政治的にも難しいのかも分からないし、法制局との調整も難しいのかも分からない。

したがって、今回見送るとするのは、それはあり得る話だと思います。ただ、前回、説明したように、今ごろ競争法の世界で、行政制裁金という

のは、どこの国でも入っている。それで、アジアの競争当局ですら、全部入れていて、しかも実際に、中国、韓国と、排除型私的独占の単独行為とか再販売価格維持については制裁金を課して実効性を確保しているという話なので、日本だけ入れられないというのは、やはりバランス上おかしいのではないかと思います。

したがって、私、将来の検討課題でいいと思うのですけれども、今回入れないならば、入れることは将来の検討課題ぐらいな書き回しで残すべきだと思っています。

そういう意味で、現行案には反対というのは、そういう意味です。

○岸井座長 将来の検討課題ということですが、つまりは見直しの必要性を検討することですから、これは検討課題ということかと思うのですけれども、そういうニュアンスも含めての、この場での発言ということによろしいですね。

ほかにいかがですか。

それでは、この行為類型による相違については、大体、こんなものでよろしいですかね。

続いて、刑事罰及び民事損害賠償等との関係という、こちらの議論ですけれども、これは刑事罰との関係は、今までは大変議論があったところなのですけれども、今回、特にこれについて、見直しをするという必要はないということですね。それから民事損害賠償等との関係については、当初、経団連から意見がありましたが、これも特に調整する必要はないだろうということ議論してきたのですけれども、これについてはいかがですか。

井上会員、どうぞ。

○井上会員 結論としては、46頁の四角の中に記載いただいた形で、今回は見直さないということでもいいと思うのですけれども、47頁から48頁にかけて記載がございます自然人に対する刑事罰に関して、一言申し上げます。

現在、減免申請1位の事業者とその従業員等については告発しないということで、事業者が告発を恐れて減免申請をためらったり、従業員が告発を恐れてなかなか協力できないということは、避けられているのですけれども、この47頁の（イ）に記載がございます2位以下についても、今後、

協力的な体制というのを作っていかうとすれば、どうしてもやはり自然人の刑事罰というのが気になって、従業員が協力をしないという状況というのは、1位の場合と変わらないのだと思うのです。

ここでは、供述拒否権が保障されているからと書いてはございますけれども、従業員個人にしてみれば、やはり協力するかしないかというところについては、自分に対する刑事罰というのはどうしても気になるところでございますので、今後、一層の協力型の体制を作っていく上では、やはり2位以下についても、何らかの検討が必要になってくるのではないかなと考えます。今回、見直すということではなくて、本文の方に何かそのようなニュアンスを入れていただければありがたいと思います。

○岸井座長 これは誤解のないようにお話ししておきますけれども、2位以下でも告発されなかったケースというのは、今までもあるわけです。

ですから、これは2位以下でも必ず告発されるということではありませんので、さらにそれを告発するなということをはっきり書くというような、そういうお話ですか。

○井上会員 必ず告発されるということではないことは承知しておりますけれども、この書き方であると、要するに全く考慮する必要がないという結論になってしまっています。

○岸井座長 全く考慮しないわけではなくて、今は、2位以下はケース・バイ・ケースで対応するというようになっておりますので、それを変える必要はないだろうという、そういう趣旨かと思っておりますけれども。

○及川会員 座長の御説明でよく分かりましたけれども、そういうことが少し分かるような形の表現が入っていてもよろしいと思います。

48頁の上から3行目の「しかしながら」の後、「行政調査段階で作成された調書は犯則調査で証拠として使用されておらず」うんぬんという、最高裁の判例を引いてあるのですけれども、必ずしも犯則調査として行われるかどうかというのは、この段階でまだ分からないケースもあると思いますし、供述調書の使い分けは、そんなに簡単に実際はできないのではないかという危惧もありますので、表現ぶりで結構なので、少し修正を考えていただいた方がよろしいかと思っております。

○岸井座長 まだよく分からないところがあるのですが、犯則調査の話はそもそも切り離されて、公正取引委員会の今の運用では、犯則か行政かというのは、最初はかなり早い段階で、組織的にも分けてやっておりますので、ですから、今の話のようなことには直接は結び付いてこないと思います。その議論自体を全部、また蒸し返すというか、行政調査と犯則調査の関係の話をし出すと、またその議論全体を論じなければいけなくなってくるのですけれども、いかがですか。

そういう発言があったということで、よろしいですか。分かりました。向会員、どうぞ。

○向会員 少し項目が戻ってしまうのですが、先ほどの点につきまして、もう一度整理してお尋ねしたいのですが、例えば、独占禁止法第7条の2の第2項のような場合には、前項の規定を準用して読み替えるという法文になっていて、他方で内容としては、先ほどもその御説明いただいた44頁に挙げられている範囲で変わり、その他の部分は変わらないということになりますと、やはり、法文としての第2項については、第1項を変えた上で第2項は変えずに準用していると、挙げられていない項目まで、第1項で変わったことによって、第2項が影響を受けてしまう部分があり得るので、その場合には必要に応じて、第2項についても変えた上で、現状維持を図るということによろしいのでしょうか。

○岸井座長 分かりました。そういう趣旨だと思しますので、あとは条文の書き方の問題に恐らくなってくると思います。

○向会員 ところで、改めて、御紹介いただいたところの記載を拝見しますと、支配型及び排除型私的独占についても、見直しの必要性があることに変わりはないということで、まとめて記載されていまして、例えば算定期間を含めて列挙されていて、その算定期間については、報告書（案）の23頁、24頁に挙がっている内容が対応することになると思うのですが、その算定期間に関して、23頁、24頁に挙がっている内容が、例えば排除型私的独占にそのまま当てはまっているのかということについては、この報告書（案）の書き方でよいのか、少し気になるのですが。

○岸井座長 どの辺が、ということを具体的に言っていただければ。

○向会員 例えば24頁で、上から8行目辺りでしょうか。「イ しかしながら」以下で、「やり得」についての言及や、違反行為期間の平均年数といったことが、記載されていて、算定期間が今のままでよいのか否かという議論については、この報告書（案）で記載されている箇所はそれらの内容に一応とどまっていると理解しているのですが、44頁では、支配型及び排除型についても、「不当な取引制限と見直しの必要性があることに変わりはない」からという1行になっていまして、内容的には算定期間の撤廃・延長も、ここに書かれてはいるわけですが、果たしてその24頁に書かれていることで説明し尽くされているのだろうかということ。私的独占の関連で見直しの必要性があることについて、記載として十分だろうかということについて、疑問はないでしょうかということ。

○岸井座長 これについてどうですか。

事務局の方で何かありますか。

○向井参事官 にわかにはお答えはできないのですが、今、算定期間については、課徴金の対象となる行為は、全て同じ期間となっておりますので、通常は、大元になった課徴金のカルテル、談合の期間というものが変わりますと、それに合わせて他の行為類型も自動的に変えるということは特段、不合理な改正ではないと思っております。

向会員は、例えば私的独占とか排除型私的独占についても、違反行為期間が3年を超えるものがあるのかどうか。そういう立法事実がないといけないのではないかという御指摘なのでしょうか。

○向会員 結論としては、そういうことかもしれません。少なくとも、今日現在に至るまで、私の認識が不十分なのかもしれませんけれども、例えば排除型私的独占については、必ずしもこの場での議論がされてきたような印象を余り持っていないところがありまして、どのような整理がなされていて、それをどのように書けば、報告書として十分なものになるのではないかというイメージが、私自身、今のところ、残念ながらございません。

ただ、先ほど申し上げた趣旨は、要するにどういうことかと言われれば、今、参事官から言っていたようなことかなとは思いますが。

○岸井座長 具体的・明示的に議論したかということは別にして、私はもう少し常識

的に考えたのですけれども、基本的に不当利得との関係で、算定期間の延長という話をしていたので、私的独占も、それから不公正な取引方法も、基本的には同じ考え方で、不当利得を参照基準にしてやってきたので、すると、その議論が同じように、算定期間についても当てはまるだろうということは、そんなに不自然なことではないと思っているのですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○向会員 私自身も、今、明確にこうすべきだという、何かイメージがあるわけではございません。ただ、報告書（案）の公表といったお話も先ほどございましたし、記載内容がいろいろな方の目に触れたときに、ここはどうなっているのかという指摘を受けたときの対応というのが考えられてもよいのではないかということです。

○岸井座長 分かりました。

泉水会員、どうぞ。

○泉水会員 今の支配型私的独占の場合は、カルテル、談合と同じ位置づけになっているので、支配型私的独占については、問題はないという御意見だと思うのですが、排除型私的独占について、どのくらいの違反行為期間が実際にあるのかというのは、それは本当にケース・バイ・ケースだと思って、非常に新しい商品、例えば光ファイバーのようなケースだったら、正に新たに商品が導入された直後に、新規参入を阻止する行為が行われるので、比較的短い期間のうちに問題が発覚して、それで、すぐに排除措置命令が出されますよね。そういう意味では短い期間なのですが、もし違反行為が見逃されていたら違反期間はずっと長くなり、10年、20年と続きさえし得るわけです。

例えばインテルのケースも、もし違反行為が発覚しなければ長く続いたと思いますので、そういう意味では、何年というのは、例えば新しい商品についての違反行為で、市場への影響が非常に大きいことから、公正取引委員会が早い段階で措置を採ったために違反行為期間が短くなっただけで、もし放置されていれば大変長い期間になるというものだと思いますし、それから比較的最近、最高裁で審理された事件、これは具体的名前を挙げませんが、それについては、少なくとも始期をいつとするか、終期をいつと

するかにもよりますが、相当長い間、続いている事件ではないかと思っています。そういう意味で、ちょっと大ざっぱな議論にはなりませんけれども、不当な取引制限と比べて私的独占や不公正な取引方法の違反行為期間が決して短いという印象は、私自身は持っていません。

○岸井座長 いかがですか。

どうしてもはっきり区別しなければいけないような事実があるのだったら、また考えるということで、私は不当な取引制限について違反行為期間が延長されるのであれば、私的独占も同様に延長するのは当然だと思っていました。私的独占の事件は違反行為期間が長い場合が多いですから、むしろ違反行為期間で取ったら、カルテルより、もしかしたら長いのが結構出てくるかもしれませんね。ですから、そこで区別する理由が分からなかったのです、そういうことでよろしいですか。

ほかにいかがですか。特にないですか。

それでは、この損害賠償のことも含めて、第1グループは、ほぼこれで意見集約なされたということにしたいと思います。

よろしいですね。

それでは、次に、第2グループに移りたいと思いますが、調査協カインセンティブを高める制度ということで、前に戻っていただいて、頁としては、34頁です。報告書（案）の34頁を開いてください。これは第3の8ということで、ずっと書かれておりますけれども、40頁までです。

○村上会員 事務局の方から、前回の質問に答えてもらって、何を聞いたかったかという、今でも、例えば減免申請をやって申請順位が4番目、5番目なんかの事業者には、認定要件が書いてあって、もう既に把握している事実を上回る証拠を挙げなければ、減免を認めないという要件がもう入っているわけです。

したがって、私が聞いたのは、その運用をどうやっているのかという、仮に4番目、5番目で減免申請された場合に、公正取引委員会は、番号を付けて、それで何番目、何番目でずっとやっている感じだと思います。

ただ、そこは厳密に法律の要件から言うと、提出された証拠を評価して、証拠価値を評価して、現実には、もう既に把握している事実を上回るかどうか

かという認定は、法律の要件になっている以上は、それはヨーロッパと同じことなので、証拠評価を厳密にしなきゃならない話なので、したがって、何を意味するかというと、もう既に出されたけれども、その証拠は既に把握している事実に関するもので、決して価値のあるものではないといった場合には、その要件に当たらないからということで、減免申請を認めなくても一向に構わない。それはもう既に日本でも入っている制度になる。

先ほどの説明によると、日本ではまだそれほどがちがち証拠評価はやっていないから、それで失格というか、否定した件はないという話ですが、そのところは、公正取引委員会は証拠評価を厳密にやるなら、その証拠価値評価をやって、要件を満たさないからということで、減免申請を蹴ることができる制度は今でももう既に入っている。しかも、既に把握している事実を上回る証拠ではなかった、その証拠は不十分であるということについて、公正取引委員会は説明義務を負わない。なので、この証拠では不十分とか何とかといったことについては、ヨーロッパと同じ話になると思うので、公正取引委員会は説明義務を負わない形になるだろう。それ以外はいわゆる裁量性を入れるという意味の話なのであって、公正取引委員会はいわゆる自分の判断で、その証拠評価のところまでは、厳密には、外部には、立証負担なり説明義務を負わないで、適用の否定ができるという意味で、証拠価値の評価をする制度というのは、そういう意味でもう入っているのではないかということなわけです。

今度、新たに裁量性を入れる制度なら、そこはがちがち、しっかりと証拠評価をやれという、そういう制度になるという、そういう趣旨になるのだろうなという、そのぐらいの話です。

○岸井座長 事務局の方、いかがですか。

○向井参事官 条文でいいますと、こちらの法令集の14頁でございまして、独占禁止法第7条の2第11項第3号を見ていただければと思います。

規定ぶりといたしまして、「既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るもの」となっており、これは証拠価値があるかどうかという規定にはなっておりません。EUの場合ですと、「重大な付加価値」基準というものが要件とされておりますが、そういうものと、ここに書かれている

要件というものは、若干差があるのではないかということでございまして、ここは飽くまで公正取引委員会によって把握されている事実に係るものであるかどうかということですから、証拠価値があるかどうかというところが、ここで読み込めるかといいますと、この条文の解釈といたしましては、疑義があり得ると思われまます。

○村上会員 しかし、把握している事実に係るものかどうかという観点では、評価はするということですね。

○向井参事官 はい。

○村上会員 そうすると、把握している事実に係るものであるかどうかのその判断は、公正取引委員会がするということによろしいのですね。

○向井参事官 はい。

○村上会員 だから、そこは、厳密に把握している事実に関する証拠であるかないかというところの判断は、公正取引委員会はせざるを得ないと。

○向井参事官 申請要件ですので、厳密に判断しております。

○村上会員 それで仮に、事業者が、4番目、5番目の申請順位で減免申請し、証拠を提出したけれども、その証拠を確認してみたら、公正取引委員会が既に把握している事実に係るものに当たり、申請要件を満たさないから、例えば4番目の減免申請者というのは、申請の権利を失うという、単純に公正取引委員会の裁量でその事業者については、減免を認めないということになる。それを、単純にヨーロッパと同じ扱いとするという話ですが、そういう解釈でよろしいですね。

○向井参事官 現行は、申請要件でありますので、そもそも申請の要件に合致しないかどうかという最初のところでスクリーニングが掛けられるということです。

○岸井座長 村上先生、よろしいですか。

実は、私も個人的には、前の法改正の後に私が書いたものでは、その際はそういう証拠価値も考慮するのだろうというつもりで書いています。けれども、実際にはやはり非裁量型という発想が前面に出て、その枠が非常に今まで固かったものですから、そうすると、形式的といっておかしいですけども、そこで余り自主的判断を入れるとまずいのではないかと

いう、そういう考慮が公正取引委員会で働いて、そういう運用がされてきていて、しかも導入当初は、減免の基準を余り厳しくすると、減免申請がなされないのではないかという懸念もあり、その両方の考慮が働いて、こういう形の運用がもう定着しているという理解です。

ですから、それは、その解釈をもう一度変えるというよりは、「当該商品又は役務」も同じですけれども、そういう形で運用と解釈が定着してきているので、これはやはり、こういう形を変えますということやらないと、見直しにならないのではないかと思います。

恐らく村上先生がおっしゃっている趣旨を、正にこういう形で実現しようとしているということなのです。

よろしいですか。

○村上会員 よく分かります。したがって、これから先、入れる制度というのは、一定の幅を設けて、その減額率を公正取引委員会が判断するという話ですから、今の制度のところは分かるにしても、今回入れる制度については正しくその証拠価値評価をがっちりやるということの意味で、それを裁量性と呼ぶということによろしいですね。

○岸井座長 そうです。

ほかにいかがですか。

井上会員、どうぞ。

○井上会員 報告書（案）の修正ということではありませんけれども、今回、調査協カインセンティブのところに必要な運用基準を事前に策定・公表するというのは大変有り難い話です。

今後、制度化するに当たって、非常に細かい具体的な例とか、いろいろ懸念とかあると思いますので、引き続きよく、実例をいろいろ挙げながら、いろいろ実態や関係者の意見を聞いていただきながら、進めていただきたいと思います。これは要望でございます。

○岸井座長 これは恐らく調査妨害ディスインセンティブも含めてですけれども、40頁の（4）のところに書かれていると思いますけれども。「運用基準を事前に策定・公表して事前に広く国民に明らかにするとともに、実際に適用した加減算の説明を含めた運用実績を事後に広く国民に明らかにする」、この

点ですね。

○井上会員 はい。

○岸井座長 分かりました。これはこういうことで。

ほかにいかがですか。

向会員、どうぞ。

○向会員 報告書（案）の39頁の上段に、①から⑤ということで、協力義務及び減免失格事由を挙げていただいているわけですが、例えば③に、公正取引委員会による供述聴取に従業員等を応じさせることが挙げられておりまして、これを果たして減免失格事由とすることが適切かということについての意見です。直前の38頁の、これもやはり上段の（ウ）の冒頭辺りや、報告書（案）の後ろの方にも出てくると思うのですが、供述調書を減算の評価対象とすることには支障があるので、調書はその評価対象とはしないことが適当とされていることとの整合性が取れているのだろうかということですか。

結局、供述聴取というのは、最終的に調書作成のためのものですので、調書は評価しないと言いながら、聴取に応じないと失格になるということでは、整合が取れてはいないのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○岸井座長 これはいかがですか。

事務局の方から少し説明していただけますか。

○向井参事官 これにつきましては、特に供述の内容についてまで協力義務を求めているものではございませんで、公正取引委員会が事業者に従業員からの供述聴取をお願いした際に、会社が業務命令として公正取引委員会に行くように従業員に指示していただくということで、この義務は果たされると考えております。

○岸井座長 よろしいですか。

○向会員 ただ、先ほど申しました調書作成にまつわる支障というのは、繰り返しは避けたいのですけれども、しばしば指摘されていることであり、また公表されている執筆等にも、御経験のある方が書いておられたりもすると思うのですが、仮に、今、御説明のあった御趣旨は理解はできるとしても、それをここでいう継続協力義務とし、減免失格事由とするまでの必要があ

るのかという疑問があります。何となれば、それは38頁で書かれている懸念につながり得るわけですから。そもそも減免申請をしている事業者を前提にしていますので、当然のことながら、既に協力する状況にあります。この項目についてはそもそも、従業員等の「等」に何が入るかという疑問も実はあるのですけれども、それはともかく、もともと従業員を協力させるつもりで減免申請しているわけです。他方で、今回の制度の中で減額を考慮する際に、調書というものを評価するのはいろいろ弊害がありそうなのでやめましょうという立場を取っているわけですから、それとの整合性でいえば、ここに③として聴取に応じさせることという義務を挙げて、それを減免失格事由にしてしまうというのは、今の御説明を前提にしたとしても、やはり少し整合性を欠くのではないかと思うのですが。

○岸井座長 よく分からないところがあるのですが、ほかに意見、どうですか、これについて。

整合性を欠くというのを、もうちょっと説明していただけますか。

○向会員 例えば全ての件においてそうだということではないかもしれませんが、時折指摘されることとして、供述聴取が継続されて、一定の供述調書案というものが出来上がってきて、それに署名して完成させるかどうかということになるときに、例えばそれが何十頁にもわたる場合も時折あるわけですが、その具体的な記載について、こういうことまでは覚えていないとか、こういうことについては、自分にとっては憶測でしかないとか、いろいろな各論的な議論がしばしば起こります。署名を求められている方にしてみると、例えば8割方、大体こういうことだと思っても、完全に書かれていること全部に、責任が持てないような場面もあります。

○岸井座長 すみません。私、途中で切るわけではないですけども、向井参事官がおっしゃったのは、供述聴取に応じさせるかどうかの義務ですから、供述の中身の問題は、関係ないということ为先ほどはっきりおっしゃっていたと思いますので。

○向会員 それでそこにつながるのですが、これは受ける側の感覚かもしれませんが、供述調書に対する署名を求められるステップの中に、繰り返し繰り返し、呼出しを受けるということが一つのプレッシャーになって、結局のと

ころ、署名に応じてしまうということが、実際、起こっているという指摘は、私が単に申し上げているだけではなくて、他の方からも指摘があると思います。

そういうことで、聴取に応じるということと、調書を作成するということとは、つながっていることなので、応じなければいけないとなると……

○岸井座長 ちょっと待ってください。そのことについてどうですか。向井参事官、どうですか。

○向井参事官 すみません。余り理解ができないのですが、事業者が従業員に対して、公正取引委員会の供述聴取に応じるように言うことと、いま向会員がおっしゃった内容がどうリンクするのか、よく分かりません。

○岸井座長 泉水会員、どうぞ。

○泉水会員 私も論点を十分に把握していないかもしれませんが、今後の制度というのは、公正取引委員会と事業者が調査において互いに協力し合うという制度になるはずなので、基本的には供述聴取の回数は減っていったら、事業者や弁護士が従業員に対してヒアリングして、陳述書を提出するという形での手続になると思います。それが前提だと思っております。

ただし、回数は減るとしても、供述調書を取るという手続は残るわけですし、その場合の問題がどうなっているかということだと思えます。

その場合に、現在、向会員が言われたような、何回も何回も呼び出して、それで、供述調書の中身について、うんと言わなかったから何度も何度も長時間、聴取するという話は、もうその問題については、今日も一番最初に出てきましたとおり、審査手続懇談会の報告書に基づいて、苦情申立制度が整備されているので、今、言ったような例は苦情を申し立てるといった形で処理できると思います。

そういう意味で、あるいはそういう極端な事例の場合にも、協力義務を果たしていないという判断には、多分ならないと思います。そういう意味で、御懸念については余り現実的でないケースではないかなと思います。もしそういうことが起こったならば、別の制度によって救済されるし、協力義務についても果たしたことになるのではないかと思います。

○村上会員 一つだけよろしいですか。

平成17年の改正でも、独占禁止法研究会の報告書が出て、それで改正法ができたわけですが、結局、その報告書の内容が法案そのままになるわけではないので、その間、更に詰めとか、細部は変わるので、余り細かな、小さなところまでぎりぎりここで制度設計を考えて、詰める必要があるのかなという気はいたします。

○岸井座長 私もそう思います。いかがですか。

○向会員 38頁で先ほど指摘させていただいた点自体は、私どもとして、前向きに評価させていただいている部分です。

もし、泉水先生が今、言われたようなことなのであれば、逆にこの38頁で指摘されているような弊害も、あえて気にする必要はないということにすら、本来なり得ると思います。

こういったようなことは、今後起こらなくなるのだからという御趣旨と理解しましたが、この報告書（案）では、そうではなく、場合によっては今後も起こり得ることとして、その支障を解決しようという姿勢で、前向きに評価されるようなことを書いていただいているのだと思います。そのこととの整合性を考えると、申請者に関しては、今、泉水先生からおっしゃっていただいたような調査協力が、今後、起こっていくわけですから、供述聴取というものが、それほど極めて重要なことではなくなっていくのなら、逆に、ここに従業員を供述聴取に応じさせる義務というようなものを挙げる必要すらなくなっていくのではないかと考えます。

○岸井座長 恐らく議論が分かれるところで、割合が少なくなっているのだから、不要ではないかという考えがある一方で、協力型の調査のいわば例外みたいな形で、自主的な調査協力を行わない課徴金減免申請者が出てきた場合に備えて、最低限というか、少なくとも供述聴取に応じさせる義務はチェックとして入れておいていいのではないかという議論も、当然成り立つと思うので、これは供述聴取に応じさせることの内容がどの範囲かということによっても、随分違ってくると思いますので、それはこれから実務的に詰めていくという、そういうことでよろしいですか。

それでは、これで、この問題は検討を終えさせていただきます。

どうぞ、川出会員。

○川出会員 39頁の調査妨害行為がなされた場合に課徴金を加算する調整についてですが、このような加算事由を設けることには賛成いたします。ただ、以前に申しあげましたように、その性質は、調査妨害行為を抑止するための行政上の金銭的な不利益処分を本体の実体規定違反行為に対する課徴金に加算するものと捉えた方が、報告書（案）の49頁で取り上げられている、調査妨害自体に対して独立に行政上の金銭的不利益処分を課す制度との整合性という点からは説明がしやすいだろうと思います。

これに対して、報告書（案）は、それとは異なり、調査妨害行為があった場合の加算も、既存の加算事由と同様に、最終的には本体の実体規定違反行為を抑止するためのものと位置づけています。

そのような説明の仕方もあり得ると思いますので、それは結構なのですが、その場合には、調査妨害行為があった場合に課徴金を加算することにより、どのような意味で本体の実体規定違反行為の抑止がより図られるのかを示す必要があると思います。

この点につき、報告書（案）では、35頁から36頁にかけて、二つの理由が書かれています。一つ目は、調査妨害行為があった場合に課徴金を加算する制度を設けることにより調査妨害行為が抑止される結果、違反行為の解明がしやすくなって摘発率が向上し、それが、ひいては全体としての違反行為の抑止につながるというものです。

このように、ある制度の導入により全体として違反行為に対する抑止力が高まるという根拠は、報告書（案）の35頁で、違反行為者により調査協力がなされた場合に課徴金を減算することの理由としても挙げられていますが、こうした考え方は、既に課徴金減免制度を導入する際に、その正当化根拠として示されていたものです。その意味で、それは、報告書（案）の36頁のオのところで述べられているように、我が国の法体系の下でも許容されるということとつながってきます。ですから、全体としての違反行為の抑止を考慮することは、既に課徴金減免制度において認められているのだということをはっきり書いておいた方が良いと思います。

調査妨害行為があった場合に課徴金を加算することが、いかなる意味で本体の実体規定違反行為の抑止につながるのかという点についての二つ目

の理由は、報告書（案）の35頁の下から4行目以降に書かれています。ここでは、調査妨害行為をするような事業者は違反を繰り返す可能性が高いので、それを抑止するためには、加算された課徴金を課す必要があるということが根拠とされています。

その上で、36頁では、公認会計士法における課徴金において、故意による違反の場合に過失による場合よりも課徴金が加算されているという点が、抑止がより困難な立場に課徴金を加算する例として挙げられています。この例は、加算事由に当たる事実が存在することにより不当利得が増加するわけではない場合であっても、抑止力を高めるという観点から加算がなされている例として挙げられているものだと思います。

つまり、既存の主導的役割とか違反の繰り返しの場合の加算は、そのような事実がある場合には不当利得が増加するという点も、課徴金の加算の根拠の一つになっていたのですが、調査妨害行為については、それがあつたからといって不当利得が増加するというものではありません。しかし、そのような場合でも課徴金を加算するという制度は、公認会計士法上の課徴金について既に認められているわけです。その意味で、それは我が国の法体系の下でも許容されるという報告書（案）36頁の記述につながってきますので、その点を明示した方が分かりやすいと思います。

○岸井座長 どうもありがとうございます。

今の御指摘は、いずれも、法律の根拠の話としてもっともな御指摘かと思いますが、いかがですか。

○村上会員 よろしいですか。リニエンシーとそれから調査妨害の二つが出てきたので、最後に一つだけ制裁金額のことについて。

○岸井座長 ちょっと待ってください。今の川出会員が御指摘になった点は、説明の仕方なり文章なりをもう少し分かりやすくするという、そういう御提案で、私も内容的には全く異論ないので、川出会員の今の御指摘はよろしいですね。

では、その文章をどうというふうに変えるかということも含めて、今後検討させていただくということで、よろしいかと思います。

それでは村上会員、どうぞ。

○村上会員　それで、私のいろいろな説明の最後になると思うのですけれども、制裁金額をどう決めるかというのは、むしろ一番リニエンシーとか、それから調査妨害に対する加算制度を入れるかどうかよりも割と長い歴史のある話なので、一番いいのは、11頁の国際標準的な制裁金制度の概要という、そのところがあります。

それでイメージとして、本当に、行政制裁金をどう決めるかというのは、割とはっきりしているので、カルテルとカルテル以外は全然違います。この図表を横目で見てもらえばいいです。制裁金制度の概要と書いてあって、それで、確かに売上金額と違反行為期間で算定しますね。それで、あとは、一番大事なのは違反行為の重大性と、それから違反事業者の有責度、それから調査協力を算定要素として入れていくわけです。そのときの重大度というのは、当然カルテルであって、したがって、この売上額と違反行為期間をやると、いわゆる基礎金額は出てくるわけです。違反対象商品売上額という基礎金額が一番先に出てくる。そこに算定率を掛けていく。

カルテルの場合は当然、重大度が高い、一番重い行為ですから、考え得るその国の算定率のうち一番高い率を掛けていく。したがって、日本の場合は10%が基本算定率として出てくる。

そうすると、まず最初の基礎金額というか基本金額が出てきます。その後、どうやるかという、違反事業者の有責度で増額率を決めるというのが、世界の流れであって、大体、基本金額の2倍ぐらいを上限にしてきます。

それでそのときに、前に出てきた繰り返しとか主導的役割と、確かに調査妨害を考慮要素とする当局もあるというので、それを加味して、いわゆる有責度で何%かというのを掛けていく。

最後に来るのが、いわゆる調査への協力度と減額度というので、それもパーセンテージで掛けていく。これは、今回は議論して、最終的に減免制度だけでいこうという話で、最後に特別の減額は特に今回は入れないという、多分、そういう割り切りをしたと思いますけれども、いずれにせよ減免制度で減額率をやる。

そうすると、算定率をむしろ掛けた金額に加算する有責度を示す増額率

を掛け、それに調査協力の減額率を掛けて、それで最終的なカルテルに対する制裁金額というのは、そこで決めるというのが議論の内容なので、したがって、私は、日本の制度も、それは何も違う形にする必要はないので、整理としては国際標準の制裁金制度に合わせるのが一番楽だろうなという感じ、それだけになります。

○岸井座長 特に内容を変更しろとかそういうことではないですね。分かりました。

今の話で、調査協カインセンティブを高める制度ということで、34頁から、本研究会の結論として出ていて、ここで適用事業者数の限定とか申請期限の延長、それから先ほどちょっと出ました継続協力義務、それから今、川出会員が御指摘になった検査妨害、それから最後に運用基準のこともありますけれども、大体、この辺については、一応一通り議論が出たので、これについて、泉水会員、もし追加がありましたら。

○泉水会員 36頁から37頁を見ても、具体的に幾らくらい課徴金額が減算されるのかというイメージがちょっとつきにくいように思いますので、もう少し具体的な記述があった方がいいと思います。例えば、このような場合は何%、こちらのケースでは何%といったことは書きにくいと思いますが、少しイメージがあった方がいいと思います。あるいはそれが書きにくいのであれば、諸外国ではどうなっているかの一覧表のようなものがあればイメージがしやすいと思います。

○岸井座長 参考資料として、諸外国の例を追加することは問題ないかと思います。

○泉水会員 お願いします。

○岸井座長 若林会員、どうぞ。

○若林会員 私、欠席した回もありましたので、1点確認させていただきたいのですが、36頁のcのところ、減免申請1位の事業者に対しては、課徴金を免除するというのは維持するという事なのですから、だとすると、1位については、もし申請が認められれば、その後は減免失格事由に当たらない限り、余り積極的に協力しようというインセンティブが働かず、消極的な協力しかしないということも考えられるかなと思うのですが、それに対して今までに出てきた対応で十分だと考えられるのでしょうか。

○岸井座長 事務局から説明はありますか。

○向井参事官 1位につきましても、継続協力義務がかかり、継続的な協力がなければ、場合によっては課徴金の免除を失うこととなりますので、2位以下の事業者と同様に協力は得られるというふうに考えております。

○岸井座長 1位についても継続協力義務はかかります。

○若林会員 その継続協力義務というのが、39頁の①からだと思うのですが、速やかに違反行為に関係する全ての保有する情報及び入手可能な情報を提供するか、これで十分確保されるということでしょうか。

○向井参事官 そうですね。また運用次第だと思いますが、そのような義務を法定化し、この義務が果たされているかどうかについては、公正取引委員会が判断することになると思いますので、それで十分な協力が得られるような運用をすれば、今の御懸念は解消されるのではないかと考えております。

○岸井座長 よろしいですか。

ほかにいかがですか。

大沢会員、どうぞ。

○大沢会員 先ほどちょっと議論になった、この39頁の幾つか要件がある、継続協力義務や減免失格事由のところなのですが、その中で、4番に、事実や内容を第三者に明らかにしないことというのが、「公正取引委員会の承認なしに」ということになっているのですが、第三者に明らかにすべきかどうかというのは、公正取引委員会の承認を得るか、そういう類のものなのかという点には疑問があります。今の課徴金減免制度などでも、こういうものが要件になっているのかどうか、それがちょっと気になったものですから。

○岸井座長 事務局から説明はありますか。

○向井参事官 現行の減免規則の第8条を見ますと、「正当な理由なく、その旨を第三者に明らかにしてはならない」ということで、特に承認制度のような形にはなっていません。

ここで、承認という形で書かせていただいたのは、EUのリニエンシー制度における協力義務に沿って記載しておりますが、事務局としては、第三者に情報が漏れなければ良いと考えております。したがって、そこは承

認制にするのか、現行の規則のような「正当な理由なく」という規定にするのかというのは、今後検討ということになるかと思えます。

○岸井座長 よろしいですか。

○大沢会員 新聞記者の立場から言いますと、やはり「正当な理由なく」ということであれば、ある程度納得ができるのですけれども、飽くまでそこに公正取引委員会の判断が必要になるというのは、少し疑問がありましたので、できれば「正当な理由なく」の方が良いのではないかなというのが、私の考えです。それだけ申し上げたかったです。

それからもう1点、これは要望なのですけれども、40頁の(4)のところで、法運用の透明性・実効性のところで、最後に「実際に適用した加減算の説明を含めた運用実績を事後に広く国民に明らかにする必要がある」というところは、非常に大事なところだなと思って、是非と思っているのですけれども、その中、「事後に」というところが、これは例えば、公正取引委員会はそういうことはないと思いますけれども、お役所的な発想だと、例えば実際に処分してから、1年後に統計資料として発表すればいいやとか、そういうふうになってしまうと、やはり国民がどういうふうになっていたかということを知ることがなかなかできないと思いますので、できる限り速やかに、こういうのは説明していただきたいということを、そういうニュアンスのものが入ると良いのかなと思ったので、申し上げさせていただきました。

○岸井座長 いずれも要望ということでよろしいですね。

ほかにいかがですか。

○若林会員 この調査協カインセンティブそれ自体の話とは若干違うのかもしれないのですけれども、調査協カインセンティブを高めて、実際に調査妨害行為を抑止するというところで、効率化するという流れなのは分かっているのですけれども、効率化する場合もあるとともに、逆にそのやりとりがいろいろ続く中で、事例によっては調査が長期化するという例も出てくるのかなと思ってまして、そうすると、現在の除斥期間というのは、延長するかどうかというのは考えなくていいのかというのをお聞きしたいのです。

○岸井座長 これは、今までまだ議論していないですし、算定期間とかの話と前提が

全部絡んできますので、どうでしょうか。一応、そういう点について、疑問を提示しておくという、そういうことでよろしいですか。

○若林会員 はい。

○岸井座長 どうもありがとうございます。

それでは、ほかに、今の調査協カインセンティブを高める制度の話と、それから調査妨害に対するペナルティーで、重要なところはほとんど議論が出尽くしたと思っているのですけれども、これでよろしいですか。

中原会員、どうぞ。

○中原会員 49頁の、調査妨害に対するペナルティーの方も含めてということでもよろしいでしょうか。

先ほど川出会員からも御指摘がありましたように、調査妨害に対する加算については、調査協力に対する減算と表裏の関係にあるものとして説明が可能と考えられ、全体としての抑止力を高めるために導入することは結構だと思えますし、また、それによって調査妨害が抑止されることが期待されると思えます。しかし、それでも隠し通して、結局、本体の課徴金が課されなかった場合には、現行法では、検査妨害罪しかないわけですが、それはほとんど運用されていないということですので、調査妨害に対する加算とのバランスを考えると、検査妨害罪をきっちり適用することも必要だと思えますし、また、調査妨害行為そのものに対する課徴金についても、今回は見送るとしても、引き続き検討が必要ではないかと考えます。

○岸井座長 今回の点は非常に重要な指摘だと思まして、これは、表現は難しいですけれども、調査妨害自体に対する課徴金というのは、いろいろ、他の法制度との関係もあって、すぐに実現が難しいということですので、調査妨害があった場合に、どういう制裁が課せるかというのは、現在の法体系を前提にすると、実はどうしても不完全な部分が出てこざるを得ないということですね。

これはもちろん、それでいいということではないのですが、なかなか制度改正しようとする、その辺は大きな壁になっているということですね。

しかし、御指摘の点は、私も非常に重要な点だと思えます。

ほかにいかがですか。

それでは、終わる時間が詰まっておりますので、これで第3の8と13の議論は終わらせていただいて、調査妨害に対するペナルティーまで意見集約が終わったということにしてよろしいでしょうか。

それでは、14の新制度に見合った手続保障の検討に入りたいと思います。

それで、これにつきましては、冒頭にもお伝えしましたように井上会員及び向会員から、導入を求める防御権の具体的な必要性及びその具体的な内容等について、それぞれ20分程度ずつ御説明を頂きます。

これ以上長くされると、時間が詰まってしまうので、本日は12時15分までしか会合を延長できませんので、簡潔・明瞭な御説明をお願いいたします。

それではまず早速ですが、井上会員の方から御説明をお願いいたします。

○井上会員 それでは、本日は、機会を頂きましてありがとうございます。

秘匿特権をはじめとする手続保障の確保につきましては、今回、目指しております調査協カインセンティブを高めていくという観点で、必要であると思っていますので、意見を陳述させていただきたいと思います。

それでは、長谷川の方から説明させていただきます。

○長谷川氏 それでは御説明申し上げたいと思います。

お手元の資料2を御覧いただければと思います。

資料2ですが、全体として、2部構成になっております。まず第1は、1枚おめくりいただきまして、スライドの1から弁護士・依頼者間秘匿特権の話でございます。そして、スライドの7以降が、供述聴取手続における防御権でございます。この2項目について御説明申し上げたいと思います。

お戻りいただきまして、スライドの2を御覧いただければと思います。

こちらにつきましては、秘匿特権に関する我々の基本的な考え方というのを書かせていただいております。1. に書いてございますように、事業者の基本的な権利として、秘匿特権を保障すべきであると考えているということでございます。

その上で、2. のところでございますが、今回の検討におきましては、改正のポイントというのは、事業者による自主的・積極的な違反行為の発

見・是正，あるいは未然防止の取組の促進ということと，公正取引委員会による違反行為の早期発見・早期排除ということであると考えております。これは報告書（案）にも書かれているところかと思っておりますので，それを実現するために，今回の秘匿特権というものの環境整備が重要ではないかと我々としては考えているということでございます。

すなわち，事業者と弁護士が円滑に協議しつつ，自律的に事件を発見して，公正取引委員会との信頼関係に基づいて協力を行い，その結果，必要に応じて是正措置を行っていくということが重要だと考えております。

こうしたことによりまして，3.でございますけれども，社会全体として違反行為の抑止・是正が図られるとともに，新制度が目指す協力型事件処理体制の構築によって，必要に応じて効率的な是正措置が行われるということが可能になるのではないかと考えております。

次のスライドの3を御覧いただければと思います。では，具体的にどういう範囲で秘匿特権を考えていけばいいのかということについての私どもの考えを御説明申し上げたいと思います。

範囲について申し上げる前に，事業者が違反行為，あるいは違反ではないかと疑いのある行為を探知したときに，どういう流れで対応していくかというのを，フローチャートにさせていただいたのが，この「事件処理の流れ」という図でございます。

一番左にまず違反行為というのが書いてございます。これは正に，事業者が探知する以前においては隠れていたということかと思っておりますが，違反行為が行われている時点というのがあるということでございます。その際は，例えばカルテルでありますと，事業者同士，従業員同士でやりとりしたメールでありますとか，あるいは会議の議事録ですとか，そういったものが書類としては残っているということだろうと思っております。

その上で，真ん中の辺りにまいりまして，ウのところでございますけれども，違反行為があつて，しばらくして，その違反行為を問題ではないかというふう考える人がいて，それを社内で，例えば法務部に内部通報するというようなことが起こるわけでございます。

そうしますと，その通報を受けまして，この図でいいますとエのところ

でございますけれども、社内で当該事案を調査・検討して、それを文書にするということでございます。その際、①弁護士が介在する場合と②弁護士が介在しない場合の両方があるということでございます。

その上で、その調査結果を踏まえて、あるいはその調査結果を添付して、弁護士に相談するというのが、オの上向きの矢印ということでございます。

それを受けまして、弁護士は、当該事実をどういうふうに法的に評価するか、違反行為であるかどうかとか、あるいは課徴金減免申請をするかどうかを検討するということでございます。弁護士においては、こういった評価を行った上で、事業者としてはこうしてはどうかということで、カのところでございますけれども、事業者に対して文書等で回答するというところでございます。

事業者といたしましては、その回答を受けまして、社内で「弁護士がこのように評価されて、このようにおっしゃっているけれども、社としてどうしましょうか。」ということを経営上層部を含めて検討するというところで、弁護士の回答を社内に文書等で展開するというところでございます。その文書等がキのところでございます。

こういった流れを経て、社内で検討した結果、「これはもう違反行為をしていますね。」ということであれば、一番右上のところ「クロ」と書いてございますけれども、課徴金減免制度を申請するというような流れになるということでございます。

そういった流れを御理解いただいた上で、私どもで今回、秘匿特権という形で保護していただきたいと思っておりますのは、右側の「弁護士との通信」に関わるものでございます。具体的にはエ・オ・カ・キの4種類のカテゴリーに分類される文書を保護していただければということをお願いしたいということでございます。

逆に申し上げますと、左側の一次資料と書いてございますけれども、現に違反行為が起こったときに存在する資料、現物と申しますか、オリジナルの資料については、保護の対象外ということでございます。誤解のある場合もあると伺っていますけれども、この一次資料が、弁護士と相談するメールに、例えば添付されていた場合においても、一次資料自体は保護の

対象にならないという形で、私どもとしては提案しているということでございます。

この一次資料の添付に加えまして、もう一つ、こちらには記載していないのですけれども、例えば弁護士と通信をする、オの段階ですとか、カの段階で、仮に証拠隠しでありますとか、事実を隠すというようなことを示唆したりというようなやりとりが、後々、御説明申し上げるように私どもはないと思っているのですが、仮にあった場合には、そのようなやり取りは保護の対象外だと考えております。

したがいまして、先ほどの一次資料と、違法行為を矮小化するようなやりとりについては、対象にならないという御提案だということ御理解いただければと思います。

スライドの4にまいりまして、ここでは、なぜ保護が必要かということを書かせていただいておりますけれども、大きなポイントは二つございます。

一つ目は、上の枠囲みのところの(2)でございます。弁護士に相談した結果としては、可能性としては大体三つぐらい考えられます。明々白々に白であり、これは違反行為では、さすがにないですよというのが一つです。もう一つは、これはさすがに違反行為でしょうというような黒の場合でございます。黒の場合は、必要な資料をそろえて減免申請に行くということになります。

問題は最後の一つでございます。調べてみないと分からない、あるいは、法的によく分析してみないと分からないといった、グレーのケースというのがございます。グレーのケースの中で、もちろん最終的に調査して、あるいは分析した上で、黒ということになれば、課徴金減免申請するわけでございますけれども、最終的に事業者として、これは問題ないですねと判断したものというのがあるわけでございます。

その部分については、後々、訴訟等で争うという可能性がございますので、その部分についての弁護士との通信を公正取引委員会に持っていかれるということであると、公平な攻撃・防御確保の観点から支障があるのではないかとということで、我々としては保護していただきたい理由の一つ目

でございます。

二つ目が、(3)のところでございます。実は、今回の改正に関して、この点が一番大きいと思っているのですけれども、グレーのところまで持っていけますということでありまして、そもそも調査しない、あるいは弁護士と相談しないというようなことが起こり得るということでございます。弁護士への相談を行うディスインセンティブになっているということを書かせていただいております。今回の改正では、できるだけ課徴金減免申請を増やして、それによって、先ほど川出会員がおっしゃいましたけれども、社会全体として抑止力を高めていく、全体としての抑止力を高めていくということが、我々としては重要だと思っております。そういった弁護士への相談をしやすくするというような環境整備の観点から、この相談の部分は、是非保護していただきたいと考えているところでございます。

スライドの5にまいりまして、保護の必要性①ということですが、上のメリットのところは、先ほど縷々御説明申し上げたところでございまして、こういった相談しやすい環境を整えていただければ、社会全体としての抑止力が高まると思っております。

あと、いろいろな懸念に関しての御指摘があると思っておりますけれども、その点についての我々の考え方を、下の「懸念について」というところで、書かせていただいているということでございます。

(1)で、実態解明機能一般との関係ということを書いております。先ほど申し上げましたように、一次資料自体は秘匿の対象とならないということでございます。その上で、大変恐縮ながらスライドの3に戻っていただければと思っておりますけれども、スライドの3の弁護士との通信として囲われたところの下に書かせていただいたとおり、この対象となるエ・オ・カ・キの4種類のカテゴリーに分類される文書は、そもそも弁護士に相談することで初めて生じるものでございまして、弁護士に相談しなければ生じないものということでございます。逆に左側の一次資料等は、弁護士に相談するまでもなく存在しているものでございますので、右側の弁護士との通信について保護するというににしても、弁護士への相談がなかった場合と比べて、公正取引委員会の実態解明機能は損なわれないものと思

ているところでございます。

スライドの5に戻っていただきまして、その下の「(2) 濫用への懸念」と書いてあるところで、三つ書かせていただいております。

先ほど申し上げましたように、証拠隠しとか、事実の隠蔽というのは、保護の対象外ということが我々の考えでございますけれども、そもそも事業者にとって証拠隠しをするようなインセンティブ構造があるのかどうかということについて①で書かせていただいております。現状、課徴金減免制度があるわけございまして、証拠を隠したとすれば、ほかの事業者から、そういった事実が明らかになる可能性が極めて高いと考えております。そうした中で、そのようなリスクを本当に取っていくのだろうかということでございます。

加えまして、②といたしまして、新制度においては、先ほど来、縷々御議論がありましたように、証拠価値によって減額率を変える、あるいは調査妨害に対して減免資格を剥奪する、あるいは課徴金の加算ということが検討されておりますことから、更に証拠隠しといった行為が起こりにくい状況になると考えているところでございます。

また、③といたしまして、保護の対象となる通信かどうかをどのように判断するのかという点は議論になるところでございますが、これにつきましては、前々回、向会員の方からも御提案がありましたように、中立的な第三者が保護の対象になっている文書かどうかということ判断するという制度を設けるといふことにすべきではないかと考えているところでございます。

スライドの6でございますけれども、こちらにつきましては、今回の改正と直接関係があるものではございませんが、一般的に、欧米と比べて我が国において、秘匿特権が認められていないということによって、いろいろ弊害が生じているわけです。具体的には例えば国際カルテルのような事案で、各国で一斉に減免申請したいというような場合に、絵にしておりますけれども、仮にA国というのを米国といたしますと、米国での法的評価というものについて日本に秘匿特権がないがために、直接、日本の本社が情報を得られないということがございます。

こうした場合に、米国の状況が分からないので、なかなか米国で減免申請できないということで、米国で減免申請できないということは、一斉申請したい場合に、日本でもなかなか減免申請が難しいということになります。

現在は、そういった状況があるわけでございますけれども、今回の改正を踏まえまして、日本の国内での秘匿特権が仮に認められれば、日本の弁護士を通じて、海外のいろいろな情報、あるいは法的アドバイスを得ることができるということで、今、日本企業が苦しんでいる状況についても、多少の改善が見られるのではないかと考えているところでございます。

スライドの7以降、供述聴取手続における防御権ということでございます。

スライドの8で、基本的な考え方ということで書かせていただいております。先ほど来、先生方から御指摘もございましたけれども、今回の改正を踏まえまして、事業者の自主的な報告を中心とする審査への移行を是非行っていただきたいということで、強く期待しているところでございます。

さはさりながら、(2)でございますけれども、今後も供述聴取というのが行われなくなるわけではないと思っております。これを踏まえまして、(3)にありますように3点、是非お願いしたいということでございます。

具体的には、次のスライドの9に、表にさせていただいておりますので、そちらを御覧いただければと思います。ICレコーダーの持込み、供述聴取時のメモ、一問一答式の調書の作成、この3点についてお願いできればと思っております。

表にはこの3点のお願いの必要性和許容性ということで書かせていただいておりますけれども、まず、ICレコーダーについては、その持込みが認められれば、今、争いがあると言われている供述調書の任意性、あるいは信用性に関する争いが減るのではないかと考えております。

また、新制度におきまして、従業員が虚偽の供述をした場合に、事業者が是正することが適当という趣旨のことが報告書(案)に書かれているわけでございますけれども、ICレコーダーの持込みによって、そうした対応に活用することができるのではないかと考えているところでございます。

ICレコーダーの持込みの許容性のところでございますけれども、そもそも、任意の供述聴取の場合が圧倒的に多いと伺っておりますけれども、その任意の手続で、自らが所有するレコーダーを持ち込めないというのは、どういう理由によるのかよく分からないということでございます。

また、録音・録画は予算が必要だということで、以前に事務局から出されている資料には書いてあったわけでございますが、こういった予算は、供述聴取される側が自分で持ち込む場合には必要ないわけです。

さらに、口裏合わせにつきましても、今回、調査妨害等に対するサンクションが導入されるということでございますので、その可能性は極めて低くなっているのではないかと考えております。

続いて2つ目のお願いとして、メモの録取でございます。こちらについては、供述を聴取される人がメモを取ることによって、頭が整理できるとか、あるいは後々、自分が何を聞かれたかというのを確認できるということで、結果として実態解明に資するのではないかと考えております。

更に三つ目のポツでございますけれども、新制度を前提といたしますと、従業員が供述内容を会社に持ち帰ることができれば、課徴金減免申請している会社であれば、それを踏まえて更なる協力というのができるのではないかと考えているところでございます。

許容性に参りまして、任意の手続と書いてございますのは、先ほどのICレコーダーの持込みと同じ理由でございますが、任意なのにメモが取れないというのはいかがなものかと考えております。

また、新制度におきまして、口裏合わせといった調査妨害、あるいは濫用的なメモ取りというのが行われれば、それは協力義務に違反するのではないかと判断される可能性もありますので、そういったことが行われる可能性は低くなっているのではないかと考えております。

最後に、一問一答式の調書の作成についてですけれども、こちらについては、そういった形の調書の方がストーリー形式で書かれるよりも、任意性・信用性に関する争いが減ると考えております。

許容性のところについては、一般的に供述聴取というものの回数が全体として減るということであれば、そういった一問一答式の調書の作成を行

ったとしても、全体としては、公正取引委員会の負担は大きくなるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

次は、向会員、会議室の使用時間もありますので、12時10分ころまでには終わらせていただければと思います。

○向会員 はい。承知しました。

○岸井座長 それでは、是非、簡潔・明瞭にお願いします。

○向会員 それでは用意いたしました資料に基づいて、御説明させていただきます。

私の方も2部構成になっておりますが、まず今回の検討課題のうちの調査協カインセンティブを高める制度等の兼ね合いでのいわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権に関する説明から始めさせていただきます。

今回は、具体的なイメージをお示しするために、事案において想定される文書の例を用意させていただきました。私の説明資料がまず3-1でございまして、想定される文書の例は3-2となります。

まず、簡単に3-2の御説明をさせていただきます。

冒頭の例1-1というのは、顧問の甲弁護士からの御紹介ということで始まりますけれども、法務部からA弁護士への相談のメールとなります。その際に、相談のための資料として、違反の関連資料であることが疑われる例1-2という資料と、例1-3という過去のメールが添付されていたということになります。

例2は、これに対する弁護士Aからの返信メールとなります。例3は、その後の調査を踏まえて、A弁護士から受けたコメントの内容を法務部の手控えとして残したものです。例4は、更にその後の調査も踏まえて、A弁護士の見解や助言の内容を社内で報告するための資料です。

なお、念のため、この例3や例4は、弁護士から同じ内容が直接メール等で送られるということもあろうかとは思いますが、今回は口頭などで弁護士から伝えられた内容を、事業者の中で文書化したという例になっております。

例5は、更にその後の調査を踏まえて、事業者としての対応方針が議論

された際の議事録となります。

例5-1は、可能な範囲で最大限の調査を行った結果、判明した内容について、減免申請を行う方向での議論がされている例となります。

他方で例5-2は、諸事情から確認できている範囲よりも、事案をいわば矮小化する形で減免申請を行うことが議論されている例となります。

以上の資料につきまして、弁護士との通信ということで、秘匿の対象とされるべき部分には網掛けをし、他方で、網掛けをしていない部分は、これから説明させていただきますが、秘匿の対象とならない部分を示すものです。

それでは、まず改めて、資料3-1、私の説明の資料に沿って説明申し上げます。

まず、必要性和秘匿の対象範囲について、①になります。先ほど想定事例のAの弁護士は、従前から顧問という関係にあったのではなく、顧問弁護士からの紹介で対応を開始したということをお申しました。これは、独占禁止法分野に限らず一般的にも珍しいことではございません。

例えば、皆様が交通事故の当事者になられたとして、相手方との過失の割合について弁護士に相談するということを考えられたとします。どなたかからの御紹介があったとしても、御自分では、初対面であったという状態で、その弁護士から御自分が思っておられたよりも御自分に不利な過失割合に対する見立て、例えば3割ぐらいだと思っていたのを5割だというような話を弁護士から言われたときに、どうお感じでしょうか。誰か別の弁護士の意見を聞いてみたいというようなことを思われたりはしませんでしょうか。依頼者と弁護士との間の信頼関係の構築というのは、必ずしも一足飛びにできるものではございません。

例1-1の下段を御覧ください。相談される側として、まだ準備が整っていない段階で、唐突に断定的な結論を告げられることについては、しばしば懸念があると感じます。

また、例2、弁護士からの返信メールですが、その中段を御覧ください。そこに、「他方で、お送りいただきました資料が現時点で、違反に関するものと結論づけられるわけではないことも、御指摘のとおりと存じます」と

ありますように、弁護士の側でも最終的に適切な方向に向かうべく段階や順序を踏んで進めようということについての配慮が必要になると考えます。

また、更に進んで例4の下から二つ目の段落辺りですが、そこには「実際に確認できた範囲がそこまでだといえれば虚偽とまでは言われはないのか」といった議論があるということを書かせていただいているのですが、このように、議論には、時に紆余曲折がございます。

最終的に、適切な方向に向かうためには、時に様々な観点からの議論や検討が必要です。しかしながら、そういった内容が第三者の目に触れるということになりますと、このように資料化して残すということには躊躇が生まれてしまいます。

他方で、資料化して蓄積しないことには、正確な理解を踏まえて議論を次に進めるということに支障が出ます。

このような「不都合な事実」を受け入れる関係性の構築までの過程での様々な観点や方向性からの議論については、第三者の目に触れさせる必要はないということで、ためらいや気兼ねなく議論を積み重ねることができるということを、①で述べております。秘匿が認められるべき理由ということです。

次に第2です。対象は、弁護士への相談、弁護士からの助言であって、証拠物件となるべきものではないということですので。これについては、例1-2、例1-3を御覧ください。

こういった行為当時の資料は、弁護士への相談に使用されたからといって、秘匿の対象とはなりません。なお、今回の資料では省略させていただいていますが、更に進んだ例4の上から4行目辺りで、関係者の手書きのメモが添えられた資料があったということが述べられておりますが、そういった資料につきましても、同様に秘匿の対象とはなりません。

次に③です。弁護士への相談に使用される社内調査結果等は、調査協力インセンティブを高める制度の利用に係る弁護士とのコミュニケーションを、より円滑迅速に進めるために不可欠であるということですので。

これについては、まず例1-1の中段で〈X営業部長からの相談内容〉とされている部分を御覧ください。これは、先ほどの例1-2や1-3と

は異なり、行為の当時から存在した資料ではなく、今回の相談のために要約して作成されたものですが、これがメールで言及されていることで、弁護士としても、より早く状況を把握することが可能となります。

例2の末尾で、至急の打合せと併せて、X氏の予定の確認を依頼することができているのも、この情報によるものです。しかし、これが第三者の目に触れるということになりますと、その時点までに判明した暫定的な内容であるにもかかわらず、内容が独り歩きしてしまうことも懸念され、躊躇なく記載して送信するといったことができなくなります。

なお、この相談内容は、当然のことながら、この例1-1という、このメールがなくとも、X氏本人から別途確認することが可能です。もちろん場合によっては、X氏以外の方に確認することも可能かと思えます。

次に④です。これについては、例えば例2の中段になりますが、「確かに、少なくとも『五社会』についてお送りいただきました資料は、基本的に独占禁止法違反の存在を疑わせるものである可能性が高い」という部分を御覧いただければと思います。

例1-3という資料は、これ自体大変疑わしい印象ですが、これよりも更に決定的なものがある場合を含め、大至急の決断が求められる場合もあり得ます。その場合には、可能な限りで最大限、明確な法的判断を示す必要があると思います。

しかし、例えば、本件は独占禁止法違反であるというようなメールが第三者の目に触れるということになりますと、それが独り歩きするという、先ほど来申し上げているリスクも含め、弁護士としては、そのようなメールを送ってしまうことにためらわざるを得ません。

ちなみに、このためらいという問題は、秘匿されるか否かについて予見可能性があるかという問題です。この時点では、まだ、減免申請をすべきことになるかどうか分かりませんが、減免申請するかしないかで、秘匿できるかできないかが変わるのであれば、予見可能性がありませんので、ためらいが生じることを解決することはできません。

次に⑤です。例3を御覧ください。先ほども申しましたが、ここに書かれております内容が、例2のように弁護士からのメール等に直接書かれて

いる場合と、口頭で述べられた内容を会社の側で文書化した場合とで、秘匿されるべき必要性として異なるところは、ありません。

なお、例3の下段で、この時点でのX氏の説明内容に不合理な部分があるのではないかといった点につきましても、それが第三者の目に触れるということになりますと、先ほどと同様に、そういった内容が独り歩きするリスクということも踏まえ、弁護士としては、自らメールすることだけではなく、そのような内容を社内で文書化することについても、ためらわざるを得ないということになります。

次に⑥です。これについては、例5-1の下段を御覧ください。既に退職しているY氏については、確かに接触できた方が、より実態の解明が進む可能性というのがあるわけですが、反面、できないと思っていたことが、実はできるという場合、なぜできないと、それまで思ってしまったのかということについて、何か落ち度があったということにならないかという懸念が生まれる場合がございます。特にそういった経緯が第三者の目に触れるということになる場合です。

そういったことにとらわれずに、関連に前向きな議論ができるように、紆余曲折については事業者側に委ねるということで、調査協カインセンティブを高める必要があるということになります。

ちなみに、実際の事案では、残念ながらできる限り調査に努めたこの時点でも、まだ減免申請を行うべきか否かについて結論に達することができないというような場合もあろうかと思えます。

新制度では、減免申請の期限が延長されることが見込まれますので、その間、引き続き減免申請すべきという状況判断となれば、それまでの来歴にとらわれずに、方針転換をするというインセンティブが設けられるということになると理解しています。

もちろんそのような場合に、早い方がよいのは当然ですけれども、そういった紆余曲折も考慮しないことには、インセンティブを高める制度はうまく機能いたしませんので、短期的な視野で減免申請をしたか否かという観点で区別して、秘匿の当否に差異を設けるといったようなことは整合的ではないと考えます。

最後に⑦です。例5-2の下段を御覧ください。

私といたしましては、本来、新制度の下で、調査妨害について、減免申請の失格や課徴金の加算といった制度が設けられる場合、調査が進行して実態が解明されることであるとか、その中で他社からも事実の報告や資料の提供があるであろうことなどを考えますと、事案を矮小化して報告するという行為が招くリスクは、それ自体、極めて高く、かつ、確率も高いのであって、そういった行為に該当することを、弁護士としては助言するべきではなくなるということのように思っておりますが、しかしながら、あえて仮にそういったことがあった場合について、説明させていただくということであれば、そういった調査妨害行為に該当するような内容を助言することにつきましては、秘匿の対象とする必要はないということになるように思っております。

次に、3-1の次の頁になりますけれども、対象文書を判別する手続について申し上げます。

欧州のベストプラクティスを踏まえつつ、規程案として用意いたしました。資料3-3を御覧ください。

本日は、その詳細に立ち入ることは控えますけれども、概要を申し上げますと、まず、冒頭で、秘匿されるべき対象について述べた上で、どういったものが対象となり、どういったものが対象とならないかについて述べております。その上で、審査官側と事業者側とで見解が一致しない場合の手続を定めるという流れになります。

(1)は、その上から4行目辺りとなりますが、まず立入検査の際に、文書の標題等を確認することで判別ができてしまう場合には、そのような対応も可能であろうということになります。

また、(1)の末尾辺りですが、故意に虚偽の主張を行った場合には、課徴金の加算ということもあり得るということになります。

次に、(2)は、判別のための手続に関して、今、「指定職員」と書かせていただいておりますが、そういった指定に関するものです。

(3)は、その独立性に関するものになります。

(4)は、その上から5行目辺りになりますけれども、立入検査の現場

では判断できないような場合について、資料を封印する等して、指定職員の方に引き渡すということになり、(5)ですが、そういった形で、指定職員に引き渡された資料についての判別がなされるといったこととなります。

(6)は、その判別結果についての事業者への通知、(7)は、事業者としての異議、(8)は、秘匿対象とされた場合の還付、(9)は、全体に関して情報遮断措置というようなことで書かせていただいているものです。

次の濫用防止措置についてですが、まず、今、申しました判別のための手続ということで、対象、あるいは対象外の文書が適切に判別されること、それから調査妨害行為に対する課徴金加算があること、検査妨害罪の強化や、弁護士による濫用事案への共謀の場合については、懲戒制度があるということも、既に日弁連の意見書において説明させていただいているとおりです。

なお、その日弁連の意見書の11頁にも記載がございますが、弁護士懲戒制度は、既に実効性あるものとして設置され、機能しております。

したがって、現時点での報告書(案)の56頁には、新たに何らかの方策が「日本弁護士連合会において講じられることが不可欠」であるかのような記載がございますが、この記述は訂正される必要があると考えております。

次に、引き続きまして、供述聴取時における防御権について、特に従業員等の虚偽供述などの調査妨害行為についての課徴金の加算という観点から申し上げます。資料としては、3-4かと思えます。

まず、必要性ですが、少なくとも、現在の報告書(案)の58頁ですが「事業者が随時調査妨害行為を是正する機会を与えることは、調査妨害行為の早期是正に資するものであり、事業者の早期是正により効率的・効果的な実態解明・事件処理が回復した場合には課徴金の加算を行わないこととすれば、事業者の防御権の確保にも資すると考えられる」という指摘は、それ自体として適切であると考えます。

しかし、問題はその具体的方法になります。そして、本来、その機会を与えるための最善の方法は、当該事業者が、当該調査妨害被疑事実を正確に理解する機会を与えるということだと考えます。

そのためには、供述聴取において、供述人（従業員等）による供述の具体的内容と、それが審査官からのいかなる質問に対してなされたものであったのかを、事業者として正確に理解する機会を得る必要があります。

また、供述人の供述を取りまとめたとされる供述調書案について、供述人は通常、数十頁の大部に及ぶものも含め、供述した内容と一致しており、誤りを含むものではない旨の確認を求められますけれども、その記述には、同人として必ずしもよく知らなかったことや覚えていないことが含まれている場合があります。同人として「そのような事実を推測や憶測で供述することはできない。」旨を申し立てることがあり、そういった場合についても、事業者において、具体的な記述内容が確認される必要があります。

なお、当然のことながら、これは専ら、新制度下において調査妨害行為に対する課徴金の加算という制度が新たに導入される独占禁止法分野に特有の課題でございます。

また、それゆえに、単に審査官と事業者・代理人との間での対話の充実を図るといった、現行制度でも既に実施されている方策があるというのみでは、生じ得る弊害に対する十分な対処の検討とは言えないと考えます。

考えられる方策ですけれども、日弁連の意見書において、供述聴取時の弁護士の立会い、及び供述聴取手続における権利の確保、これは録音・録画やメモの録取、調書を一問一答の形式とすることや、調書の写しへのアクセス等を含みますが、いずれもこの「事業者に随時調査妨害行為を是正する機会を与える」ための具体的な方策となり得るものです。

また、その場合に懸念が指摘されている弊害についても、課徴金減免制度の欠格事由、課徴金の加算、それから弁護士の不当な行為があった場合の懲戒制度で懸念が払拭されるであろうことも、既に先ほど申し上げたとおりでございます。

なお、平成27年12月に策定された公正取引委員会の審査指針では、供述聴取における留意事項として、供述聴取時の弁護士を含む第三者の立会いが基本的には許されないということについて、しかしながら、「審査官等が供述聴取の適正円滑な実施の観点から依頼した通訳人、弁護士等を除く」という旨が記載されております。

この記載自体は調査協カインセンティブを高める制度の導入が想定される以前の時点で作成されたものであり、また、特に供述聴取時の第三者の立会いということについて述べられているものではありません。

他方で、これは現行の課徴金減免制度が利用されている場合を含めて、「審査の適正円滑な実施」の観点から、一定の場合に柔軟な対応が図られるべき旨を示すという重要な意義を有していると考えております。

そして、今回の新制度の導入に際しては、更に「適切円滑な調査協力の実現」という観点も新たに踏まえながら、「事業者に随時調査妨害行為を是正する機会を与える」ために、必ずしも供述聴取時の第三者の立会いに限らず、事業者として是正を検討すべき具体的内容を正確に理解するための方策が検討策定されることが、調査妨害行為の早期是正、効率的・効果的な実態解明・事件処理、また、事業者の防御権の確保にも資すると考えます。

以上です。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

それでは、今日は、予定の時間をもう3分ほど過ぎていますので、基本的に議論の内容には立ち入らないで、質問という形で、井上会員及び向会員が御説明になった内容について、会員の方から、この点はどうかとか、質問の中に意見的な要素も入ってきてしまうかもしれませんが、議論ではなくて、内容についての確認の質問というのを中心にやりたいと思います。

どなたでも構いませんので、御質問いただければと思います。いかがですか。

宇賀会員、どうぞ。

○宇賀座長代理 御説明ありがとうございました。

経団連の長谷川氏に伺いますが、スライドの5頁のところで、「中立的な第三者が判断する制度を設ける」とありますけれども、この中立的な第三者が判断する制度としては、具体的にどんなものを念頭に置かれているのでしょうか。

○長谷川氏 この研究会でお取りまとめになりました論点整理に対して、私どもの意

見を出させていただいています、そちらでは「裁判所等」と書かせていただいております。今回、運用も視野にという議論がなされていると伺ってございますので、その場合には、裁判所となりますと、法定すべきとか、そういう議論がありますので、例えば、先ほど向会員から御説明がありました公正取引委員会の内部の方とか、そういった形でも結構でございます。

○岸井座長 ほかにいかがですか。

どんな事項でも構いませんが。

泉水会員、どうぞ。

○泉水会員 向会員に、細かいことで恐縮ですが、資料3-2の例1-1のところの真ん中辺りで、X営業部長からの相談内容ということで、社内調査をした結果、こういう事実が得られたので、それで顧問ではない弁護士の方に相談するというお話ですよ。

このX営業部長の相談内容自体は、多分、社内調査して何らかの方向性ができて、その後で、社外の独占禁止法の専門の弁護士先生に相談しようという流れになっていると思うのですが、社内にあるであろう、報告書自体は、つまりメールに添付されていない報告書ですが、それ自体は秘匿特権の対象外だという理解でいいわけですよ。

○向会員 2点申し上げたいことがあります、一つは、こういった緊急の状況です、このメールのベースになるような報告書というようなものがなく、法務部の方が確認されたものを、そのままここに書かれている場合というものもあると思っております。

その上でですが、そういったベースとなるような報告書の有無にかかわらず、私がこの事例で申し上げたかったのは、その内容が、先ほど申しましたように、弁護士として助言を適切迅速に行うために、非常に有益であるということ、他方で緊急状況下ですから、そこに書かれている内容が、どのぐらい正確かは全くまだ確証がない状況で、50のものを100と書かれているかもしれないものが、独り歩きしてしまうことは、やはりリスクとして生じている、リスクとして認識されているということです。結論を申しますと、今のお尋ねで、弁護士に相談するという状況で、社内で聞き取られた内容が何か別の資料として存在した場合にも、それはメールに本文に

書かれているか、メールに添付されているのかにかかわらず、秘匿の対象にさせていただくべきではないかということを申し上げたということです。

○泉水会員 多分、次回の議論になると思うのですが、一般的には弁護士に相談される前に社内のコンプライアンス・プログラムに基づいて社内ですべては調査されて、それでそれから社外の弁護士さんに相談されると思うのですが、企業においては一般的に行われているそのような社内調査の内容が、広く秘匿特権の対象になるという理解でよろしいのですか。

○向会員 そもそも今おっしゃっていただいた形が、広く一般的かということについては、私の知る限りでは、必ずしもそうではないとも思っております。

ただ、結論としては、少なくとも今回の御説明で申しましたように、弁護士に相談しようということ、調査され、それを報告内容に入れようとしているときに、まだその内容はどの程度、確証が取れているものなのかが分かっている段階ではありませんので、それが第三者の目に触れるとなると、そこには相当程度、文書化することについて、リスクとそれによる躊躇が生まれます。それは調査協力インセンティブを今後高めていこうということについては、支障になると考えております。

○岸井座長 今の点、どうですか。

私の方から、もし今の点に関連してということであれば、経団連の長谷川さんが説明されたスライドの3頁のところに、秘匿の対象か対象外かというのが、図で分かりやすく説明されていて、この一次資料は対象外だということですね。今の話は、この右側の社内調査文書等ということですね。これについては、長谷川さんの方はどうですか。どうぞ。

○長谷川氏 私どもとしては、この3頁の図の右側の中に入っているエの部分が正に御指摘の部分であろうと思えますけれども、エの部分については、弁護士が介在した形のものも、介在していないけれども、弁護士に相談することを前提に調査したのも、秘匿特権の対象にさせていただきたいということでございます。

その趣旨は、そもそも全ての事案について、弁護士に相談するということまで来るということが、まず重要だと思っております。かつ、ここで、例えば社内で弁護士を介在させずに調査したものが保護されないとい

うことになる、それはそもそも調査しない方が得ではないかということにすらなりかねないのではないかと懸念を持っております。社会全体として、なるべく課徴金減免申請する事案を増やすという観点から、このエの部分が保護されることが重要ではないかと思っております。

○岸井座長 御趣旨は分かりますが、その範囲はそうすると、今、泉水先生が御質問された点で、弁護士に相談するための文書だけではなくて、相談する準備のための文書も、それから、相談するかどうか分からないけれども、とりあえず調査した文書も全部入ってくるということですね。

○長谷川氏 弁護士に相談するかどうか分からないけど、とりあえず調査した文書というのは入ってこないと思います。

○岸井座長 ただ、弁護士に相談する必要があるかどうかを確かめるための調査というのも当然ありますよね。

詳細については今回はとりあえず措きます。これは次回の話にもなりますので、秘匿対象の範囲というのが、具体的な議論として、これから一つ重要かと思うのですけれども、ほかにいかがですか。

佐伯会員。

○佐伯会員 弁護士への相談の際に添付されていた一次資料は秘匿対象に含まれないということなのですけれども、弁護士への相談の中で引用や要約の形で一次資料が使われているというような場合はいかがでしょうか。

その場合、一次資料そのものが別に存在していれば、もちろん問題ないかと思うのですけれども、一次資料が廃棄されている、あるいは発見できないというような場合には、弁護士への相談内容に引用されている事実を違反行為の認定に使いたいという要請があり得るかと思うのですけれども。

○長谷川氏 御指摘の場合も秘匿特権の対象に含まれるということでございます。

○岸井座長 向会員は、いかがですか、今の御質問に対して。

○向会員 今日の私の資料の例4というところですが、そのもの自体は省略させていただいたのですけれども、例4の上から4行目に、手書きのメモというものが、実は見つかって、これがこの報告書に添付されていたというケースを想定しております。

他方で、これはこの文書に書かれていることではないことを想定しているのですけれども、事情として、その2行下ったところに、「その後、法務部がX部長から同資料の原本を預かる前に、原本が誤って紛失されてしまった。」ということがあったということも、想定してはおりますが、このような場合も含めて、この手書きのメモというのは、行為当時、存在したものですので、こういう報告書に入ったことで、秘匿の対象になるわけではありません。

ただ、先ほどの御質問について、私が正確に理解できているのか分からないのですけれども、こういった状況であれ、行為当時存在したもののというのは、原本か若しくはその写しか、正規の社内文書規定によって廃棄されていれば別ですが、そうでない限りは、何がしかの形で、そういうものとして存在しているはずであるわけで、それが相談のための例えばメールであるとかというものに取り込まれてしまうことで、元のものがなくなるという状況が、私には、理解できていないかもしれません。

添付された場合であれ、同封された場合であれ、行為当時のものは、それは秘匿の対象ではなく、紛失されてもされなくてもですが、それ自体は秘匿の対象ではないと考えますけれども、それは今、この例4でも書かせていただいているように、通常はこの例4の報告書そのものとは別の形で存在しているのだと理解しています。

○岸井座長 もう時間も迫っておりますので、今のような質問が出たということで、本格的な検討は次回の会合からということでお願いしたいと思います。

それでは、本日は、これで検討終了ということにしたいと思います。

次回会合では、本日の井上会員と向会員の御説明を踏まえて、新制度に見合った手続保障について、十分な検討を行いたいと思います。

また、その後続けて、制度全体で見た場合の体系的な検証についても検討を終えたいと思います。

最後に、今後の研究会の進め方、スケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

○向井参事官 それでは、次回の第14回の会合ですが、3月1日水曜日、今度は午後2時から開催予定です。

引き続き報告書の取りまとめに向けた検討を進めたいと思っております。本日の配布資料も御持参くださいますようお願いいたします。次回会合では、本日の手続保障に加えまして、制度全体で見た場合の体系的な検証というものを行います。

こちらにつきましては、参考資料といたしまして、昨年（平成27年）の第11回の会合で配布した資料も使いますので、お手数ではありますが、御持参いただければと思っております。

最後に、座長から御提案がありましたように、現時点では、3月末までに、次回を含めまして、2回の会合を予定しております。

具体的な最後の会合の日程につきましては、電子メール等で御連絡させていただきたいと思っております。

○岸井座長 それでは、ただいまの事務局の説明について、特に御質問やその他御意見などございますか。よろしいですね。

それでは、本日の会合の議事概要につきましては、事務局において作成し、近日中に公表させていただきます。

別途議事録を作成し、こちらについては会員の皆様にも御確認いただいた上で公表することといたします。

また、会員の皆様におかれましては、今後の研究会を御欠席される場合は、座長を通じて意見書を提出していただくことができますので、その場合はなるべく早目に事務局まで御連絡ください。

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。それではこれで終了いたします。どうも御苦労さまでした。